

富山県国民健康保険運営方針の構成

1 策定の根拠

国民健康保険法第82条の2第1項

2 運営方針に掲げる事項(国保法第82条の2第2項及び第3項)

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- (2) 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- (3) 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費の適正化の取組みに関する事項
- (6) 市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- (8) (1)～(7)に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

3 現行の富山県国保運営方針の記載項目と都道府県国民健康保険運営方針等策定要領の主な改正点

現行の富山県国保運営方針の記載項目	都道府県国民健康保険運営方針等策定要領の主な改正点等(令和2年5月8日改定)
第1 基本的な事項	
1 策定の目的	○ <u>国保の県単位化の趣旨の深化</u> (法定外繰入等の着実な解消、保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の更なる推進など)及び人生100年時代を見据えた <u>予防・健康づくり事業の強化</u> を追記
2 策定の根拠規定	
3 策定年月日	
4 対象期間	
第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
1 医療費の動向と将来の見通し	
2 国保財政の現状と財政収支の基本的な考え方	○法定外繰入等の計画的・段階的な解消の観点から、 <u>解消期限や解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた赤字解消計画の策定・実行の推進、市町村ごとの見える化</u> を追記
3 財政安定化基金の運用	○医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、都道府県の国保特別会計における <u>決算剰余金等の留保財源の基金への積立て</u> を追記
4 PDCAサイクルの実施	

現行の富山県国保運営方針の記載項目	都道府県国民健康保険運営方針等策定要領 の主な改正点等												
第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 293 847 344">1 現状</td> <td data-bbox="847 293 1528 344"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 344 847 1122">2 標準的な保険料（税）算定方式</td> <td data-bbox="847 344 1528 1122"> <p>○（地域の実情に応じて保険料率を一本化する場合の取扱い）の項目が（<u>保険料水準の統一に向けた検討</u>）に改正 （追記内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率については、市町村ごとの<u>医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、また、地域の実情に応じて、二次医療圏ごとに保険料水準を統一することも可能としている。</u> ・<u>都道府県は、県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要であり、統一化の定義や前提条件等、さらには保険料算定方式の統一や標準保険料率と実際の保険料率の見える化から検討することも考えられる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1122 847 1173">3 標準的な収納率</td> <td data-bbox="847 1122 1528 1173"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1173 847 1227">4 激変緩和措置</td> <td data-bbox="847 1173 1528 1227"></td> </tr> </table>	1 現状		2 標準的な保険料（税）算定方式	<p>○（地域の実情に応じて保険料率を一本化する場合の取扱い）の項目が（<u>保険料水準の統一に向けた検討</u>）に改正 （追記内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率については、市町村ごとの<u>医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、また、地域の実情に応じて、二次医療圏ごとに保険料水準を統一することも可能としている。</u> ・<u>都道府県は、県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要であり、統一化の定義や前提条件等、さらには保険料算定方式の統一や標準保険料率と実際の保険料率の見える化から検討することも考えられる。</u> 	3 標準的な収納率		4 激変緩和措置						
1 現状													
2 標準的な保険料（税）算定方式	<p>○（地域の実情に応じて保険料率を一本化する場合の取扱い）の項目が（<u>保険料水準の統一に向けた検討</u>）に改正 （追記内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率については、市町村ごとの<u>医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、また、地域の実情に応じて、二次医療圏ごとに保険料水準を統一することも可能としている。</u> ・<u>都道府県は、県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要であり、統一化の定義や前提条件等、さらには保険料算定方式の統一や標準保険料率と実際の保険料率の見える化から検討することも考えられる。</u> 												
3 標準的な収納率													
4 激変緩和措置													
第4 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 1279 847 1330">1 現状</td> <td data-bbox="847 1279 1528 1330"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1330 847 1368">2 収納対策</td> <td data-bbox="847 1330 1528 1368"></td> </tr> </table>	1 現状		2 収納対策										
1 現状													
2 収納対策													
第5 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 1420 847 1471">1 現状</td> <td data-bbox="847 1420 1528 1471"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1471 847 1523">2 県による保険給付の点検、事後調整</td> <td data-bbox="847 1471 1528 1523"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1523 847 1574">3 療養費の支給の適正化</td> <td data-bbox="847 1523 1528 1574"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1574 847 1626">4 レセプト点検の充実強化</td> <td data-bbox="847 1574 1528 1626"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1626 847 1677">5 第三者求償や過誤調整等の取組み強化</td> <td data-bbox="847 1626 1528 1677"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1677 847 1727">6 高額療養費の多数回該当の取扱い</td> <td data-bbox="847 1677 1528 1727"></td> </tr> </table>	1 現状		2 県による保険給付の点検、事後調整		3 療養費の支給の適正化		4 レセプト点検の充実強化		5 第三者求償や過誤調整等の取組み強化		6 高額療養費の多数回該当の取扱い		
1 現状													
2 県による保険給付の点検、事後調整													
3 療養費の支給の適正化													
4 レセプト点検の充実強化													
5 第三者求償や過誤調整等の取組み強化													
6 高額療養費の多数回該当の取扱い													
3 標準的な収納率													
4 激変緩和措置													

現行の富山県国保運営方針の記載項目	都道府県国民健康保険運営方針等策定要領 の主な改正点等
第6 医療費の適正化の取組みに関する事項	
1 現状 2 医療費の適正化に向けた取組み 3 富山県医療費適正化計画（第3期）との関係	○ <u>保健事業等の取組の充実・強化の項目が追加</u> （主な追記内容） ・特定健診及び特定保健指導について、実施率が低い要因分析を行い、地域の実情に応じたより効果の上がる取組を実施すること。 ・「糖尿病性腎症化予防プログラム」の改定（H31.4）、保険者努力支援制度に盛り込まれた評価項目等を踏まえ、レセプトデータや健診データ等を活用した効果的・効率的な事業を推進すること。 ・市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や都道府県による保健事業支援等について規定の整備等がされたところであり、着実な事業実施が重要である。 ・庁内横断的な連携や、医師会・歯科医師会・薬剤師会といった関係団体との連携を進めるとともに、保険者協議会の積極的な活用を図ることにより、都道府県内全体の健康水準の向上や医療費適正化に資する取組を進めること。
第7 市町村が担う事務の広域化及び効率的な運営の推進に関する事項	
1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組み	○市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するために、 <u>市町村が使用する事務処理システムの適正化が重要であり、「市町村事務処理標準システム」を活用することによる中長期的な費用の効率化</u> を追記
第8 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項	
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携	○連携の取組の一例として、「 <u>市町村における国民健康保険の保健事業について、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業との一体的な実施等</u> 」を追記
第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等	
1 関係市町村相互間の連絡調整等	